

● 規程改正の概要

要 旨	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。
内 容	地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部改正（規程第●号） 1 規程改正の内容 災害に係る特別休暇の対象範囲の見直し
施行期日	令和8年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表(令和8年4月1日適用)

新		旧	
(特別休暇) 第18条 略		(特別休暇) 第18条 略	
特別休暇の種類	事由	特別休暇の種類	事由
1～20 略		1～20 略	
21 天災 地変による 住居滅失休 暇	地震、水害、火災その他の 天災地変により次のいずれ れかに該当する場合 <u>その</u> <u>他にこれらに準ずる場合</u> で、 職員が勤務しないことが 相当であると認められる とき 一～二 略	21 天災 地変による 住居滅失休 暇	地震、水害、火災その他の 天災地変により次のいずれ れかに該当する場合 <u>で、</u> 職員が勤務しないことが 相当であると認められる とき 一～二 略
22 略		22 略	そのつど必要と認め られる期間
附 則 (令和7年規程●号) (施行期日)			
第1条 この規程は、令和8年4月1日から施行する。			